「住まいサポート」

会員規約

一般社団法人　未来への道標

A guide to the future

第1条　概要

●本規約は、一般社団法人　未来への道標(以下、『未来への道標』と記します)および業務提携会社が提供する『住まいサポート』を、会員が利用する場合に適用します。

●会員は入会を申し込んだ時点で本規約の内容に同意したものとします。

●未来への道標は会員の承諾を得ることなく、会員への通知または公開をもって本規約を変更できるものとし、会員は変更後の内容に同意するものとします。

第2条　制約

●会員は、未来への道標のサービス対象地域に居住する個人(ご家族)及び居住予定の個人

(ご家族)で下記の方を対象とします。

対象者:障碍者(精神疾患者・発達・知的等)・高齢者・生活困窮者・低額所得者

　　　児童養護施設OB・里親OB・更生施設・外国人　等

●住まいサポートは、会員が入会申込時に記載した、未来への道標のサービス対象地域内の住居に対し行われるものとします。

対象地域:立川・国立・国分寺・日野・府中・小平・清瀬・東村山・東大和・日野・多摩

武蔵村山・昭島・羽村・福生・青梅市

●転居等により対象住居が変更された場合、家屋および設備の状況により提供できるサポートに制限が生じる場合があります。

第3条　会員

●会員は、未来への道標に住まいサポート入会を申し込み、未来への道標が入会を認めた者とします。

第4条　入会

●入会希望者は本規約に同意した上で、未来への道標が指定する方法で入会を申し込み未来への道標が審査の結果、入会を認めた時点で会員になることとします。

●入会を認めた場合、未来への道標はサポート会員証を発行し会員に送付します。

●会員資格を失った場合、サポート会員証は効力を失うものとします。

第5条　入会不承認

●次のいずれかに該当する場合、未来への道標は入会を認めない場合があります。

(1)入会申込書に記載された人物が実在しない場合。

(2)入会申込書の記載に虚偽、誤記、記入漏れがある場合。

(3)過去に本規約に違反、もしくは未来への道標との取引において契約違反がある場合。

(4)入会申込者が未成年、被補助人、被保佐人、又は成年被後見人のいずれかであり、入会見申込の際に法定代理人、補助人、保佐人、又は成年後見人の同意を得ていない場合。

(5)その他、未来への道標が不適切と認める場合。

第6条　サポート会費

入会金及び会費は、次の定めるとおりとする。

未来の道標　居住施設内サポート会費　　入会金　免除　サポート会費30,000円/月

未来の道標　居住施設外サポート会費　　入会金30,000円　サポート会費30,000円/月

●未来への道標運営のグループホーム等に入居した場合は、サポート会費は、中断

され、居住施設に再入居した場合は、自動的に再開されるものとする。

●サポート会費は、月会費制とし、当法人発行の請求書により、振込むものとする。

●サポート会員が既に納めた会費については、その理由のいずれも問わず、これを返還しないものとする。

第7条　有効期間

●会員資格に期限はありません。

●会員資格の終了を希望する場合は、未来への道標所定の方法で解約の手続きを行うものとします。

第8条　登録内容の変更

●会員は、入会申込書に記載した事項に変更があった場合、未来への道標所定の方法で遅滞なく変更を届け出ることとします。

●変更の届け出がなされないことに起因する会員の不利益については、未来への道標は一切責任を負わないこととします。

第9条　譲渡等の禁止

●会員は、その権利を第三者に譲渡、貸与、売買または担保等に供することはできません。

第10条　退会

●会員は、自らの意思で住まいサポート退会することができます。

●会員が自らの意思で退会する場合は、未来への道標所定の方法で退会の手続きを行うものとします。

●会員が死亡した場合も上項に準じます。但し、それ以前に未来への道標が会員の死亡を知り得た場合は、その時点で退会することとします。

第11条　資格取消

●次のいずれかに該当する場合、未来への道標は事前通知なく会員資格を取り消すことができるものとします。

(1)入会申込書や変更届等、未来への道標への申告内容に虚偽が判明した場合。

(2)支払遅延、不履行があった場合。

(3)本規約に違反した場合。

(4)その他、会員として不適切と中部日化が判断した場合

●上項による会員資格取り消しに伴い発生した不利益について、未来への道標は責任を負わないものとします。

第12条　会員の義務

●会員は住まいサポート利用にあたり次の義務を負うこととします。

(1)本規約を尊守すること。

(2)サービス利用時は会員証を提示すること。

(3)住まいサポートのサービス遂行に協力すること。

第13条　禁止事項

●会員は住まうサポート利用にあたり次の行為を行わないものとします。

(1)法令、本規約又は公序良俗に違反する行為。

(2)住まうサポート運営を妨害する行為。

(3)未来への道標の信用を毀損し、又は未来への道標の財産を侵害する行為。

(4)その他、第三者又は未来への道標に不利益を与える行為。

(5)営利の有無にかかわらず、未来への道標の承認なく住まいサポートを営業活動に利用する行為。

第14条　サービスの提供

●住まいサポートのサービス内容は、会員が個別サービスの利用を申し込んだ時点で提供可能なものとします。

●会員が個別サービスを利用するときは、会員番号、氏名、住所、電話番号および利用したい個別サービスを通知し申し込むこととします。

●サービス提供は、未来への道標または業務提携会社が実施します。

第15条　サービス内容の変更・廃止

●未来への道標は会員に事前に通知することなく、住まいサポートの内容を変更(追加、廃止を含む)できるものとします。

●変更は会員への通知または公開をもって発効し、会員は変更後の内容に同意するものとします。

第16条　サービス提供の中止

●次のいずれかに該当する場合、未来の道標は住まいサポートの提供を中止することがあります。

(1)戦争、天災、火災、停電、通信障害等によりサービス提供ができない場合。

(2)その他、サービスが困難と未来への道標が判断した場合。

●上項によるサービス提供中止に伴い発生した不利益について、未来への道標は責任を負わないこととします。

第17条　サービスの利用停止

●次のいずれかに該当する場合、未来への道標は当該会員の住まうサポート利用を停止することがあります。

(1)入会申込書や変更届等、未来への道標への申告内容の虚偽が判明した場合。

(2)支払遅延、不履行があった場合。

(3)本規約に違反した場合。

(4)会員と連絡が取れない場合。

(5)会員宛に送付した郵便物等が返送された場合。

(6)その他、未来への道標が必要と判断した場合。

●上項による利用停止に伴い発生した不利益について、未来への道標は責任を負わないものとします。

第18条　利用料金等

●住まいサポートの利用料金は、サポート会員費月額30,000円を、基本料金とする。

但し、基本料金範囲外は、個別サービスの料金で構成されるものとします。

第19条　検収および支払

●住まいサポートの作業終了後、会員の検収をもってサービスを完了するものとします。

●会員の検収後、未来への道標は速やかに請求書(基本料金範囲外)を発行し会員に届けるものとします。

●会員は、請求書の内容を確認の上、会員登録申込時に登録した未来への道標所定の方法で遅滞なく支払うものとします。

第20条　個人情報の取扱い

●未来への道標は別途記載する『「住まいサポート」運営における個人情報の取扱いについて』に基づき、会員の個人情報を適切に取り扱うものとします。

第21条　反社会的勢力の排除

●次のいずれかに該当する場合、未来への道標は当該者の入会を認めず、また、当該者がすでに会員となっていた場合は会員資格を停止します。

(1)暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力(以下、まとめて「反社会的勢力」という)に属すると認められるとき。

(2)反社会的勢力を利用していると認められるとき。

(3)反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき。

(4)反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき、自らまたは第三者を利用して、甲または甲の関係者に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いたとき。

第22条　免責事項

●未来への道標は住まいサポート利用により発生した損害、および住まいサポートを利用できなかったことによる損害に対し、未来への道標に故意または重大な過失がある場合を除き、責任および賠償の義務を一切負わないものとします。

第23条　準拠法

●本契約の成立、効力、履行及び解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

第24条　裁判管轄

●本会または本規約関連して会員と未来への道標の間で問題が生じた場合には、会員と未来への道標で誠意をもって協議し、これを解決するものとします。

●上項の協議によって解決できない場合は、立川地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

付則

●本規約は令和4年2月1日から実施します。